

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共料金等の支払い猶予状況

※既存制度を含め、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方に適用できる場合があるものの一覧です。

名称	対象者	相談に応じる内容				対象期間	手続き	問い合わせ先 市外局番 (045)
		猶予	期間	分割	減免			
港湾施設使用料	港湾施設条例に基づき港湾施設の使用許可を受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方	○	原則、令和5年度(最大6か月)			令和5年度中に納期限が到来するもの ※経済動向等を踏まえ年度途中で変更の可能性があります	対象施設の使用許可申請手続きをいただいた部署へお問い合わせ下さい(右記参照)。	港湾局 賑わい振興課 671-2888 客船事業推進課 671-7272 施設管理課 671-7231 物流運営課 671-7261 [横浜港埠頭(株) 南部管理事務所 621-6321 北部管理事務所 521-8080 経営経理課 671-7295]
土地建物賃付料 (港湾局)	港湾局所管の土地・建物を借り受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方	○	原則、令和5年度(最大6か月)			令和5年度中に納期限が到来するもの ※経済動向等を踏まえ年度途中で変更の可能性があります	右記連絡先へご相談ください	【賑わい施設】 港湾局 賑わい振興課 671-2888 【客船施設】 港湾局 客船事業推進課 671-7272 【物流施設】 港湾局 港湾管財課 671-7080 港湾局 山下ふ頭 再開発調整課 671-7314
水域占用料 (港湾局)	横浜港の港湾区域内における水域の占用等に関する条例に基づき、水域占用許可を受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方	○	原則、令和5年度(最大6か月)			令和5年度中に納期限が到来するもの ※経済動向等を踏まえ年度途中で変更の可能性があります	右記連絡先へご相談ください	港湾局 水域管理課 電話 671-7130
入港料 (港湾局)	横浜市入港料条例に基づき、入港料の徴収対象となる方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方	○	原則、令和5年度(最大6か月)			令和5年度中に納期限が到来するもの ※経済動向等を踏まえ年度途中で変更の可能性があります	右記連絡先へご相談ください	横浜港埠頭(株) 北部管理事務所 521-8080 [港湾局 水域管理課 電話 671-7130]